

第1条

この法律は、「男女共同参画社会」づくり
のマニュアルよ！



【目的】

この法律の目的は、男女の人権が尊重され、男女が平等に、豊かで活力ある社会を実現するために、男女共同参画社会づくりの基本理念を定め、国、地方自治体、国民が、なすべきことを明らかにするものです。

第2条

女性と男性は、権利も責任もおんなじ。
だってお互い人間なんだもの。
いっしょに歩いて行こう！



【定義】

男女共同参画社会とは、女性と男性が、社会の対等な構成員として、自分の意思で社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障され、それによって利益を受け、ともに責任も担う社会です。

基本法は、男女間の格差を是正するため、積極的に改善する措置をとることを求めています。これは、男女平等を実現するための、この法律の重要な手段です。

第3条

女性も男性も、こだわりなく、お互いの得意分野を發揮しあって、自分らしく生きていきたいね。



【男女の人権の尊重】

女性も男性も、「女だから、男だから」ということで活動の場を制限されることなく、一人一人が個人として尊重され、その能力を發揮する機会が確保されなければなりません。

女性に対する暴力はもちろん、意図的でなくても性別による差別的取り扱いを受けないことが保障されています。

第4条

男女が、対等に能力を発揮しあえるパートナーになるには、まずはいろいろな縛りをとかなくちゃ。



【社会における制度又は慣行についての配慮】

男女が社会で活動するとき、「上に立つのは男、女はその補助」といった、性別による固定的な役割分担を反映する、実社会の制度や慣行の影響を受けないように配慮されなければなりません。

税制や年金制度も、チェックしてみる必要があるでしょう。

第5条

国会も地方議会も、民間団体も企業も、方針を立てたり、決定するところに、女性の参加を忘れちゃいませんか？



【政策等の立案及び決定への共同参画】

女性も男性も、社会の対等な構成員として、国や地方自治体、民間団体の政策や方針の立案・決定に参画する機会が確保されなければなりません。

第6条

家庭・家族のことを、女性ばかりが背負っていると、ますます少子化が進んでしまいそう…。



【家庭生活における活動と他の活動の両立】

男女共同参画社会づくりには、家族を構成している男女が、ともに力をあわせて、子育てや介護をしながら、それぞれの仕事やボランティアなどの活動もできる社会のしくみが必要です。

第7条

世界中の女性も男性も、いきいきと対等に生きてこそ、真の男女平等が守られる。みんなで手をつないでいかないとね。



【国際的協調】

男女共同参画社会づくりは、国内だけでなく、国際的な取り組みと協調しながら行われなければなりません。国連で決めた女性差別撤廃条約は、世界共通の男女平等への法的基準です。

第8条

女性と男性が同じように活躍できる社会にするためには、男女の格差をなくすためのいろいろな手段を使うことができるんだって。



【国の責務】

国には、この基本法の理念にもとづいて、男女共同参画社会づくりに必要なことがらを、総合的に計画し、責任をもって実行する義務があります。

現実にある男女の格差を是正するために、「積極的改善措置」を活用することも大切です。

第9条

都市と地方、海に近いところと山ばかりのところ、工場の多いところと、田畑の多いところ…、地域によって女性の悩みはちよつとずつ違ふよね。



【地方公共団体の責務】

地方自治体は、この基本法の理念にもとづいて、その地域それぞれの特性にあった計画を立て、責任をもって実行する義務があります。「積極的改善措置」の活用も、求められています。

私たちにも責任がある。まずはできるところから、ちよつとずつやってみよう。

男女共同参画社会



【国民の責務】

国民は、職場はもちろん、学校、地域、家庭など、社会のあらゆるところで、男女共同参画社会をつくる努力をしなければなりません。企業の努力も求められています。

第11条

男女が平等な社会を実現するためには、いろいろな「てこ入れ」が必要だ。

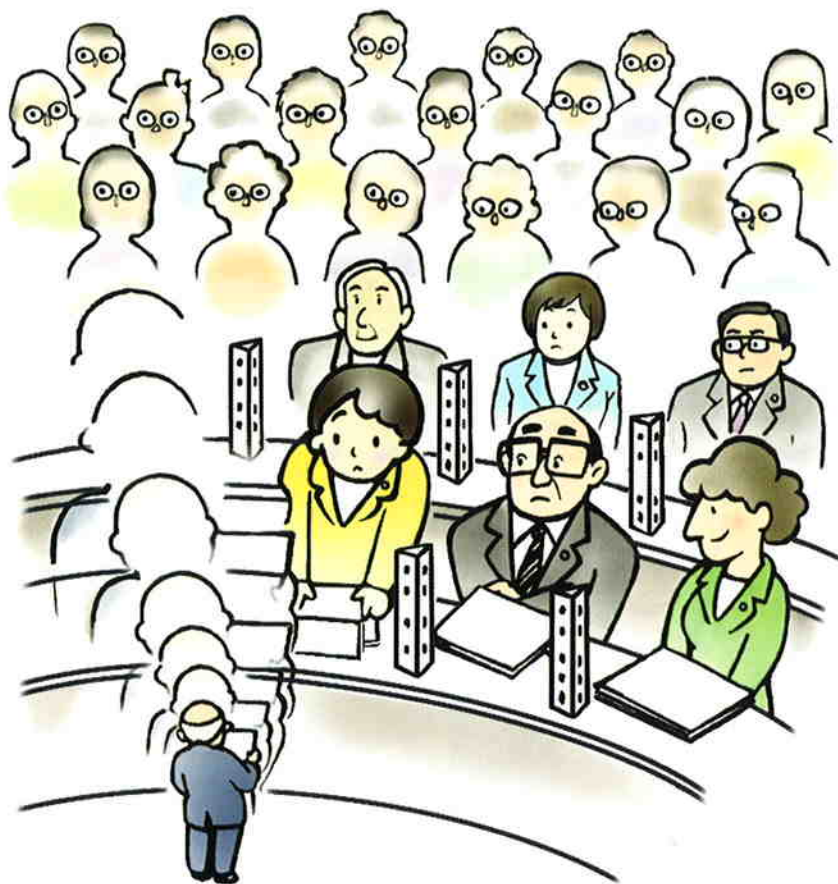


【法制上の措置等】

政府は、男女共同参画社会づくりに必要な法律をつくったり、財政的な措置をとらなければなりません。

第12条

国会への報告は、できるだけわかりやすい方がいい。そして、絵に描いたモチにしないためには、私たちがしっかりウォッチ！

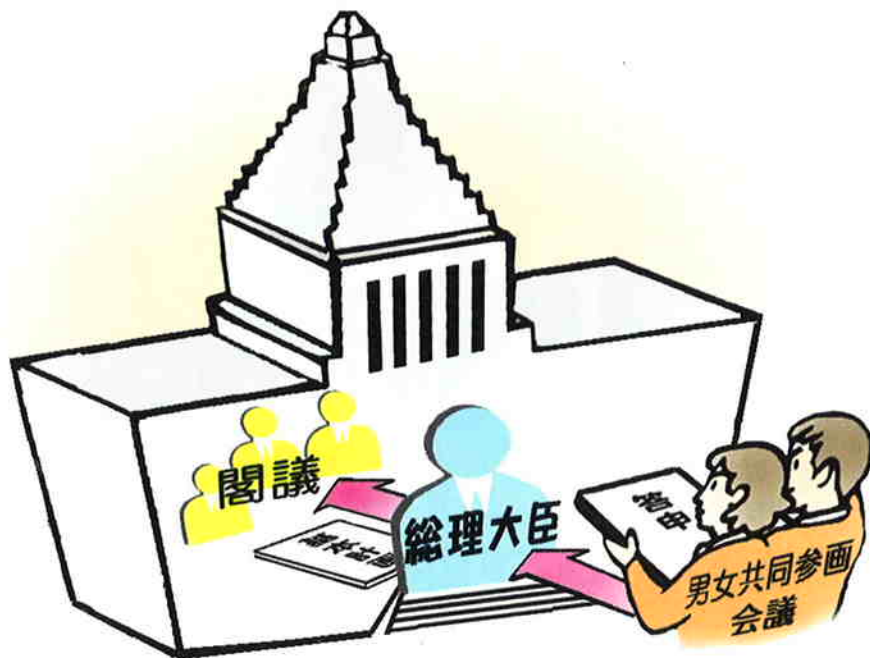


【年次報告等】

政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会づくりのために行ったことや、その状況を報告し、また、これからの計画を提出しなければなりません。

第13条

総理大臣が率先して、男女共同参画社会の基本計画をつくらなければならないんだって。これは日本の未来を左右する大仕事ってわけ。



【男女共同参画基本計画】

政府は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画社会づくりに必要な基本計画を立てなければなりません。

また、計画ができたなら、すぐに公表しなければなりません。

第14条

自治体は、住民の声を聴いて、女性も男性もいっしょに活躍できる社会にするための計画を立てなければならない。私たちもどんどん意見を言おうね。



【都道府県男女共同参画計画等】

都道府県は、国の基本計画にそって、男女共同参画社会づくりに必要な計画を立てなければなりません。市町村も、基本計画づくりに努力するべきです。計画ができたなら、すぐに公表しなければなりません。

第15条

国や自治体は、計画を立てるときには、いつでも、それが女性にも男性にも平等かどうか、よく考えてくれなくちゃ。



【施策の策定等に当たっての配慮】

国や地方自治体は、男女共同参画社会づくりに影響する計画を立てたり、実施したりするときには、男女の平等な参画を進めるように配慮しなければなりません。

第16条

せっかくできたこの法律を、国や自治体は、
みんなに知らせてくれないとね。
知らなかったら活用できないもの。



【国民の理解を深めるための措置】

国や地方自治体は、基本法の基本理念を、国民がよく理解できるように、広報活動や学校教育、社会教育などを通じて、適切な措置をとらなければなりません。

第17条

政府が、男女共同参画のためにやるべきことをしなかったり、他の人から性差別を受けたりしたら、すぐ苦情を言いに行く場所が絶対に必要！



【苦情の処理等】

国は、男女共同参画社会づくりのための施策についての苦情を解決したり、性差別や性暴力による人権の侵害を受けた人を救済するために、必要な措置をとらなければなりません。

第18条

いままで、“しきたり”だからって、気にして
なかったところにも、男女不平等が隠されてい
そう。すみずみまで探してみないとね。



【調査研究】

国は、社会制度や慣行が、男女共同参画社会づくりに与えている影響の調査や、政策の策定に役立つ研究を進めるよう努力しなければなりません。

第19条

女性をとりまく問題は、どこの国にも同じようにある。だから、国境を越えて相談したり、情報を交換して、解決する必要があるね。



【国際的協調のための措置】

国は、国際協調の下で、男女共同参画社会づくりを進めるため、外国の政府や、国際機関と協力するよう努めなければなりません。

第20条

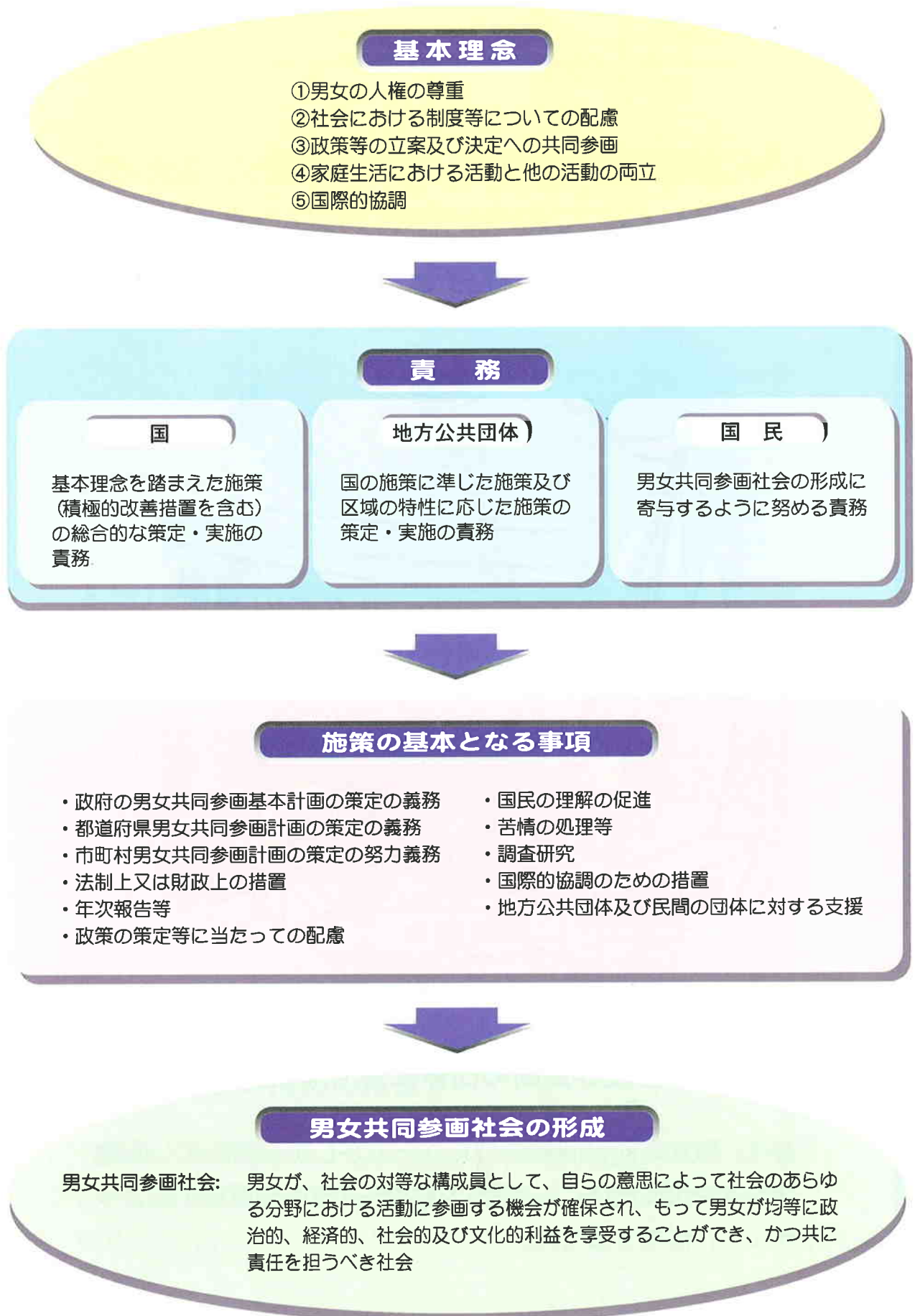
いろんな情報が必要だし、勉強したり、話しあ
う場がほしい。女性も男性も対等なパートナ
ーとして生きていける社会をつくるために！



【地方公共団体及び民間の団体に対する支援】

国は、男女共同参画社会づくりをめざして努力している地
方自治体や民間団体に、情報の提供その他の支援をするよう
努めなければなりません。

男女共同参画社会基本法の施策のしくみ



出典：総理府男女共同参画室「男女共同参画社会の実現を目指して－男女共同参画社会基本法のあらまし－」（1999年9月）

男女共同参画会議

○内閣府に設置——「重要政策に関する会議」の1つ

○所掌事務

- (1) 男女共同参画基本計画に関する処理
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議
- (3) (1)・(2)に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見
- (4) 以下に掲げる事項の処理
 - ① 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
 - ② 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査
 - ③ 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見

○構成

- (1) 議長（内閣官房長官）
- (2) 議員（24人以内）
 - ① 各省大臣等（内閣総理大臣の指定する国务大臣）
 - ② 学識経験者（各省大臣等の人数以上。男女とも比率は4割以上）

出典：総理府男女共同参画室「男女共同参画社会の実現を目指して—男女共同参画社会基本法のあらまし—」（1999年9月）

男女平等条例制定自治体と男女共同参画宣言都市

- 男女平等条例制定自治体
（2000年12月1日現在）
- 男女共同参画宣言都市



男女共同参画社会のキーワードは「ジェンダー・イコール」

男女共同参画社会基本法は、英語に翻訳するとBasic Law for Gender Equal Societyとなります。この法律はつまり、男女平等（ジェンダー・イコール gender equal）な社会をつくるための基本的な法律だということです。

そこで最後に、基本法を理解するためのキーワードになっている「ジェンダー・イコール」ということについて考えてみましょう。

ジェンダー？

人間の生まれながらの性別（生物学的な性・sex）に対して、「女らしさ・男らしさ」や「女の役割・男の役割」など、社会のシステムや文化によって、いつのまにかつくられた性別が、ジェンダー（gender）。社会や文化によってつくられたものは、“変えられるもの”であることを理解することが、男女平等（ジェンダー・イコール）な社会を実現するはじめの一歩です。

ジェンダー差別がいっぱい!?

ジェンダーから生まれた区別や差別は、長い歴史のなかで形づくられ、身近な生活や「世間」とよばれる社会のなかに根をはっているだけに、ふだんは気づかず、見過ごしがち。まずは、家庭・地域・学校・職場・メディアなど社会のあらゆる場面に浸透しているジェンダーをチェックしてみると…、ある、ある、女性差別や男女不平等。そして女の不自由、男の不自由…。



女の腐ったの？

優柔不断な男性をけなすことばだけど、結局、女性も男性も差別しているのでは？男性には判断力や決断力があって当たり前、女性は優柔不断が当たり前というのは誰？逆に、女性が能力をもってバリバリやると、「女のくせに」っていわれることも。



嫉妬するのは女だけ？

「嫉妬（しつと）」「妬み（ねたみ）」「妨げ（さまたげ）」「媚びる（こびる）」「嫌う（きらう）」…どうしてこうもマイナスイメージの漢字は、女偏が多いのかな？人間の悪い部分は、女性が全部関係してるみたいな感じ。

「家制度」のなごり？

「嫁をもらう」「息子の嫁は…」などの言葉は日常どこでもきかれるし、結婚式の案内状や式場に両家の名前がならぶのはフツー。これって、娘を条件のいい家に「嫁がせる」、あるいは働き者で、立派な跡継ぎを産める女性を「もらう」という「家制度」のなごり…!?



女らしさの呪縛？

「結婚したら仕事をやめて家庭に入りたいなあ」「私、料理がとくいなの…」と、つい口にする女性も少なくなさそう。「家庭的な女性＝女らしい」という“女らしさ”の呪縛を解くことで、新しい自分らしさを発見できるかも…。

女はパートでたくさん？

パートで働くサラリーマンの妻たちの多くが、税制や社会保障で優遇されるように働き方を調整している。女性の職場進出が進んでいるのに、制度によって、女性の働く意欲が抑えられがち。性別に中立的な制度づくりが急がれるのでは？



まだ「主人」「ご主人」っていつてる？

「主人」に対することばは、「使用人」。

「主人」「ご主人」というと、なんとなく夫婦間に主従関係が感じられる。

「わたしの夫」「わたしの連れ合い」「わたしのパートナー」という人がふえている。

でも、「あなたの“夫さんは…”」というのは、ちょっとへん。いいやすい呼び方はない？



女を家に縛りつけないで

「女は内、男は外」なんて家に縛りつけていたら、いつか爆発するかも。

女性にもいろいろな夢がある。

だって同じ人間なんだもの。

いま男性たちは…？

男性たちも、「男らしさの呪縛」から自由な、新しいライフスタイルを求めている。そんな気持ちを伝える言葉がきこえてくる。

- ・「男は泣くな、強くなければと育てられたが、そこから外れた自分をどう考えればよいのか」
- ・「長男だと、住む場所も仕事も自由に選べないのはきゅうくつだ」
- ・「男中心の企業社会の本音と、男女平等の建前の中で、戸惑っているところ」
- ・「現代社会では、女性だけでなく男性も、弱くて不自由な存在だ」
- ・「そろそろ男らしさの縛りを脱して、『自分らしさ』を大切に生きていく時代かな」



というわけで、「世間」に縛られた女の不自由、男の不自由は、まだまだいっぱい。だから、男女平等をすすめる法律が必要だってこと！女性も男性もジェンダーの偏り（バイアス）に気づき、声をかけあって、きゅうくつな生活をみなおして、男女のバランスがとれた「ジェンダー・イコール」な社会に変えようよ。女性も男性も対等なパートナーになって、自由に誇りをもって生きられる、21世紀の地球市民社会をつくっていきたいもの。そのためにもまず、「男女共同参画社会基本法」をしっかりと学んで、活用し、どんどん広めていこう！